

(2) 必要書類等について

- ※1 他の校種の教諭の普通免許状を受ける場合の単位をあてる場合は、元となる校種の普通免許状を受ける場合の学力に関する証明書も添付すること。
- ※2 基礎となる教員免許状は、次のいずれかに該当する場合に添付すること。
・他の校種の教諭の普通免許状を受ける場合の単位をあてる場合
(例：小学校教諭普通免許状を取得する際に、それ以前に取得した中学校教諭普通免許状の単位をあてる場合には、中学校教諭普通免許状を添付する。)
・教育実習の単位を教員としての経験年数をもって教育の基礎的理義に関する科目等の科目から替える場合
(例：小学校教諭普通免許状を取得する場合に、小学校助教諭として勤務した経験年数をもって替える場合は、小学校助教諭免許状を添付する。)
- ※3 介護等体験の証明書は、小学校又は中学校の教諭の普通免許状を取得する場合に添付すること。
- ※4 実務成績証明書は、教育実習の単位を教員としての経験年数をもって教育の基礎的理義に関する科目等の科目から替える場合に、必要年数分の証明がなされたものを添付すること。
- ※5 戸籍抄本又は戸籍謄本は、必要書類として添付するものに記載されている本籍地（都道府県単位）若しくは氏名が、申請時点と異なる場合又は福岡県教育委員会が別途指示する場合に添付すること。
- ※6 基礎資格として必要な免許状は、取得方法に応じ保健師免許証、看護師免許証、栄養士免許証、管理栄養士免許証又は医師免許証等を添付すること。
- ※7 卒業証明書は、基礎資格として求められている場合に添付すること。
(例：大学に3年以上在学し、93単位以上を修得した者である場合は、大学の卒業証明書を添付する。)
- ※8 学力に関する証明書は、取得方法に応じ最低修得単位数を取得した場合に添付すること。
- ※9 基礎となる教員免許状は、基礎資格として教員免許保有者であることを要する取得方法である場合に添付すること。
- ※10 実務成績証明書は、最低在職年数を要する取得方法である場合に、必要年数分の証明がなされたものを添付すること。
- ※11 実地の経験及び技術に関する証明書は、実地の経験を要する取得方法である場合に、必要年数分の証明がなされたものを添付すること。
- ※12 新教育領域の追加を行う場合で、他県に居住している場合は、現金書留又は郵便為替での納付も可とする。
- ※13 新教育領域を追加することとなる基礎として必要な特別支援学校教諭免許状は、原本を提出すること。